

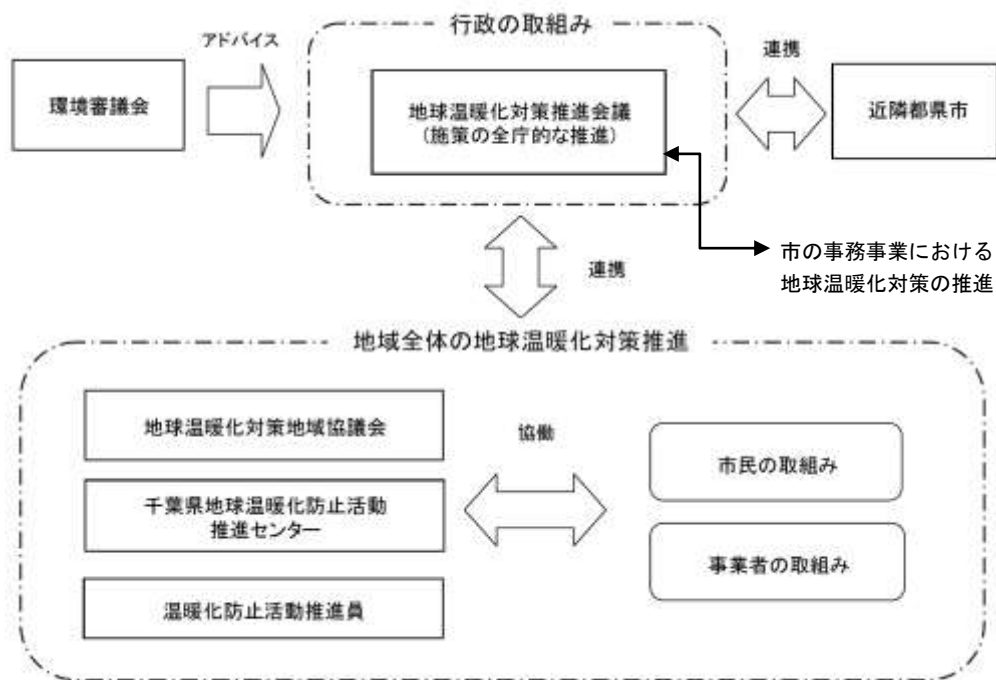
第3編 計画の推進体制及び進行管理

1. 計画の推進体制

市役所における計画の推進体制は、現行計画と同様、全庁的な推進組織として「地球温暖化対策推進会議」を中心として進めます。

また、計画を推進するに当たり、このたび指標として新たに最終エネルギー消費量を位置付けたことや温暖化とエネルギーは密接な関係があることから、今後、電力自由化などのエネルギー問題に対しても市として積極的に対応ができるよう、エネルギー政策担当部署の設置や人材育成に努めます。

市域全体の地球温暖化対策を推進するためには学識経験者等のアドバイスをいただきながら、市民、事業者とともに推進していくことが不可欠であり、環境審議会や、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置された「千葉市地球温暖化対策地域協議会」、「温暖化防止活動推進員」、「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し対策を進めます。



計画の推進体制 **要確認**

- ①地球温暖化対策推進会議
- ②環境審議会
- ③千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）による活動の推進
- ④千葉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携
- ⑤千葉市民活動支援センターを通じた市民活動の支援
- ⑥近隣都県市との連携

2. 点検評価と進行管理

市域の地球温暖化対策を着実に推進するため、定期的に市域の温室効果ガス排出状況等の把握に努め、対策の進捗状況を定期的に点検、評価し、P D C Aサイクルを基本とした進行管理を行います。

その結果については、環境審議会に報告するとともに、ホームページや環境白書等により公表し、市民や事業者等からの意見を計画の推進に反映させるよう努めます。

なお、本計画については、地球温暖化対策に関する国等の情勢の変化、技術開発状況等を踏まえ必要に応じ見直すこととします。

- ①実施状況の点検評価
- ②実施状況の公表
- ③実行計画の普及啓発
- ④進行管理と見直し

3. 情報発信

計画の進捗状況をはじめ、省エネルギーの取組み事例や再生可能エネルギー設備などの解説、取組み効果、導入支援制度など、市民や事業者が地球温暖化対策を促進させるために有効な情報が得られるよう、様々な広報手段を活用し情報発信します。

- ①ホームページを活用した情報発信
- ②市政だより、環境情報紙「エコライフちば」等を活用した情報発信
- ③地球温暖化防止に関する啓発チラシ等の配布、ポスターの掲出
- ④マスメディアを活用した情報発信